(九)　国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用対象となる地方独立行政法人に重要文化財等を譲渡した場合の当該地方独立行政法人を、博物館法の規定により博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行うことを主たる目的とするものとすることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一七の二関係）

(一〇)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、その適用対象となる要耐震改修住宅に該当する家屋の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条関係）

(一一)　割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の対象となる内国法人の範囲に、マンション敷地売却組合を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の一七関係）

(一二)　六五歳以上の居住者に係る源泉徴収等を要しない公的年金等の額の特例について、その額が八〇万円未満である場合に源泉徴収等を要しない公的年金等の範囲に、国家公務員共済組合法等に規定する退職年金等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の二七関係）

(一三)　支払調書等の提出の特例について、所轄の税務署長以外の税務署長に調書等の記載事項の提供をしようとする場合における所轄の税務署長への承認申請手続の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二七条の三関係）

2　法人課税

(一)　中小企業者等の法人税率の特例について、対象となる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる法人の範囲に、マンション敷地売却組合を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二七条の三の二関係）

(二)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、特定適格合併等により特定生産性向上設備等の移転を受けた場合の特別償却限度額の計算の基礎となる帳簿価額に準ずる価額の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の五、第二七条の六及び第三九条の四一関係）

(三)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、各地区に係る適用対象期間、対象となる事業及び資産の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二七条の九及び第三九条の四三関係）

(四)　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は特別税額控除制度について、対象となる特定機械装置等の取得価額の最低限度等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二七条の一〇及び第三九条の四四関係）

(五)　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六の四、第二七条の一二の四及び第三九条の四六関係）

(六)　生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定生産性向上設備等の取得価額の最低限度、特定期間の末日以前に開始し、かつ、その末日後に終了する事業年度における税額控除限度額の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六の五、第二七条の一二の五及び第三九条の四七関係）

(七)　耐震基準適合建物等の特別償却制度について、技術基準適合施設に係る措置の対象となる特定技術基準対象施設の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第六条、第二八条の二及び第三九条の五〇関係）

(八)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行うこととした。（租税特別措置法施行令第六条の三、第二八条の九及び第三九条の五六関係）

(1)　沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、各地区に係る適用対象期間、対象となる事業及び資産の範囲等を定める。

(2)　奄美群島における産業振興機械等の割増償却制度について、対象となる地区、対象となる事業の範囲等を定めるとともに、その適用対象期間を認定産業振興促進計画の計画期間の初日から平成二七年三月三一日までとする。

(九)　特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象となる中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第七条の二、第二九条の五及び第三九条の六四関係）

(一〇)　新事業開拓事業者投資損失準備金制度について、適格機関投資家のうち対象となるものの要件等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三二条の三及び第三九条の七二の二関係）

(一一)　特定事業再編投資損失準備金制度について、積立期間の算定の基礎となるその特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標、その目標を達成した日、その目標を達成した場合における益金算入額の計算の基礎となる期間の月数の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三二条の四及び第三九条の七二の三関係）

(一二)　原子力発電施設解体準備金制度について、適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた法人のその移転を受けた日を含む事業年度におけるその特定原子力発電施設に係る積立限度額の計算方法を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三三条及び第三九条の八二関係）

(一三)　沖縄の認定法人の所得の特別控除制度における経済金融活性化特別地区に係る措置について、損金算入額の計算の基礎となる所得の金額の計算の細目、経済金融活性化特別地区内の事業所で事業に従事する者の数の割合の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三六条及び第三九条の九〇関係）

(一四)　土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第三八条の四関係）

(1)　適用対象となる土地等の譲渡から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外するとともに、都市再生特別措置法の改正後の都市再生推進法人に対する土地等の譲渡を引き続き本措置の対象とする。

(2)　適用対象となるマンション敷地売却事業に係る決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションの細目を定める。

(3)　適用対象となる地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を行う者に対する土地等の譲渡に係る区域の範囲について、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業計画の区域を加えるとともに、同法に規定する認定整備事業計画の区域及び都市計画法に規定する地区計画の区域を除外する。

(一五)　短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置について、対象となる土地等の譲渡から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外することとした。（租税特別措置法施行令第三八条の五関係）

(一六)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二五条、第三九条の七及び第三九条の一〇六関係）

(1)　既成市街地等の内から外への土地等の買換えについて、農業及び林業以外の事業の用に供される買換資産の対象区域となる首都圏整備法又は近畿圏整備法に規定する都市開発区域に類する区域を定める。